

なはし創業サポートセンター運営業務に係る 公募型プロポーザル募集要領

本公募は、本市の令和 8 年度那覇市一般会計当初予算の成立および沖縄振興特別推進交付金の交付決定を前提とした年度開始前の事前準備行為であり、予算成立決定後および国の交付決定後に効力を生じるものであります。市議会において予算案が否決された場合、又は本事業に係る国の交付決定がなされなかった場合もしくは交付決定額に変更があった場合は、契約を締結しないまたは契約額を変更することができますので、予めご了承ください。

なはし創業サポートセンター運営業務に係る公募型プロポーザルの資格要件、審査等の手続きについては、次のとおりとする。

1 業務概要

(1) 業務の名称 なはし創業サポートセンター運営業務

(2) 業務の目的

本事業は、ビジネスアイデアや起業プランを持ち、創業を目指す方々に対し、効率的かつ効果的な支援を行うことで、当該アイデアの具体的な実現を促し、新たな雇用を創出するとともに、本市が抱える社会的・経済的課題の解決に寄与することを目的とする。

本事業を通じて、起業・創業活動の活性化を促進し、新たなビジネスの展開と雇用創出を図る。これにより、市域への人材や資本、情報の流入を加速させ、産業の活力を循環させる好循環型の都市を実現し、持続的な経済成長と地域共創社会の形成を目指す。

(3) 業務内容

別紙 1「業務委託仕様書」のとおり

(4) 履行期間 令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 9 年 3 月 31 日まで

上記、履行期間は、相談窓口設置までの準備期間も含むものとし、令和 8 年 4 月 10 日頃までに相談窓口業務を開始するものとする。

2 見積上限額 5,800,000 円（消費税および地方消費税含む。）

※この金額は契約予定額ではなく、提案の上限額を示す。

※採用された企画提案に基づき業務内容を調整のうえ、再度見積もりを求める。

3 実施形式

本件は、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を決定するものとする。

4 参加資格要件

(1) 参加資格要件

提案事業者は、次のすべての要件を満たしていること。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項および 2 項の規定に該当しないこと。
- ② 会社更正法（平成 14 年法律第 154 号）および民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に

に基づき、更正手続き又は再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。

- ③ 那覇市の指名停止の措置を受けている期間中ではないこと。
- ④ 役員に破産者および禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- ⑤ 租税を完納していること。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条、および那覇市暴力団排除条例（平成24年条例1号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員およびそれらの利益となる活動を行なうものでないこと。那覇市が警察署等に照会することについて承諾できること。
- ⑦ 事業内容や業務実績等から本事業の履行に支障がなく、業務を遂行するにふさわしい技量を備えていること。
- ⑧ 那覇市内に本社、若しくは支店又は営業所があること。
- ⑨ 過去3年間に、創業支援に関する業務の受託実績を有すること。

(2) 協力連携事業者要件

本業務を提案するにあたり、業務遂行の円滑かつ安定性、安全性を確保するため、提案事業者の他に協力できる事業者と連携を行うことができる。なお、協力連携事業者は、「4 参加資格要件(1)」の①～⑦までの要件を全て満たすこと。

(3) 共同企業体要件

共同企業体として応募する場合は、代表構成員は「4 (1) 参加資格要件」記載の①～⑨の要件を、その他の構成員は①～⑦の要件をすべて満たすこと。

4者以上で共同企業体を構成する際には事務局へご連絡すること。

5 候補者決定方法

候補者決定までの流れは次のとおりとする。

- (1) 企画提案書等の受理。
- (2) 書類審査およびプレゼンテーションを実施し、参加資格を有する者の中から最も評価の高い者を優先交渉権者に選定する。
- (3) 優先交渉権者と契約に向けた協議を行い、協議が整った場合、契約を締結する。協議が整わなかった場合は、次点者との協議に移るものとする。

6 スケジュール

| | | |
|---|-------------------|-------------------------|
| 1 | 公募期間 | 令和8年2月13日（金）～3月6日（金）17時 |
| 2 | 質問受付期間 | 令和8年2月13日（金）～2月20日（金）正午 |
| 3 | 質問回答 | 令和8年2月27日（金） |
| 4 | 企画提案書提出期限 | 令和8年3月6日（金）17時 |
| 5 | 提案審査実施（プレゼンテーション） | 令和8年3月13日（金）※詳細は提出後に通知。 |
| 6 | 審査結果通知日 | 令和8年3月下旬 |
| 7 | 契約締結日 | 令和8年4月1日（水） |
| 8 | 業務開始日 | 令和8年4月上旬 |

※質問回答日・審査結果通知日・契約締結日は変更する場合があります。

7 質問受付および回答

質問がある場合は、次のとおり質問書（様式 8）に質問事項を記入し、電子メールで提出すること。件名を「創業サポートセンター運営事業に関する質問」とすること。なお、電話での質問は受け付けない。

- ・質問提出期限：令和 8 年 2 月 20 日（金）正午
- ・宛先：K-SYOU001@city.naha.lg.jp
※@の前の「K-SYOU」は英字、「001」は数字
※送信後、電話にて受信確認をすること
- ・回答方法：令和 8 年 2 月 27 日（金）頃、本市ホームページに掲載する。

8 企画提案書等の提出

（1）提出書類

- ① 参加表明書兼提案提出書および誓約書（様式 1）
- ② 提案書（様式 2）
- ③ 見積書（様式 3）
- ④ 会社概要（様式 4）
- ⑤ 業務実績調書（様式 5）
- ⑥ 定款または寄付行為
- ⑦ 履歴事項全部証明書または登記簿謄本（発行日から 90 日以内）
- ⑧ 直近の市町村税の完納（滞納が無いこと）を証明する書類（発行日から 90 日以内）
- ⑨ 共同企業体協定書（様式 6）※1
- ⑩ 協力連携事業者届出書（様式 7）※1
※1 共同企業体または協力連携による応募の場合のみ提出。
※2 共同企業体または協力連携による応募の構成員は、④⑤⑥⑦⑧のみ提出。

（2）形式

- ① 提案書は表紙、各種様式を除いて 15 頁以内とする。
- ② 各書類は 1 部単位で A4 フラットファイルに編綴し、書類毎にタブを貼付すること。
- ③ 正本 1 部、副本 1 部の計 2 部と、正本の PDF データ（CD、DVD-ROM 等。USB 不可）を提出すること。なお、副本は正本のコピーで構わない。
- ④ カタログ等がある場合は、企画提案書とは別にバインダー等に綴じ、1 部を提出すること。
提案内容を説明する重要事項は、企画提案書にその旨記述すること。

（3）提出について

- ・提出期限：令和 8 年 3 月 6 日（金） 17 時必着
- ・提出先：那覇市経済観光部 商工農水課 産業政策グループ
- ・提出方法：直接商工農水課窓口へ持参または書留郵送（3 月 6 日必着）
※窓口持参の場合は、平日 8 時半～12 時・13 時～17 時の間とする。
※電子メール又は FAX によるものは受け付けない。
※提出期限を過ぎた企画提案書は受け付けない。

9 提案審査に関する事項

（1）審査方法

審査は、書類審査およびプレゼンテーションにより選定するものとし、提案審査評価は、経済観光部所管事業審査委員会(以下、「委員会」という。)が行う。その審査の項目は次の表のとおりとする。応募者が多い場合は事前に一次書類審査を行い、プレゼンテーション審査の対象を絞る場合がある。プレゼンテーション審査の開始時間等については、応募者に別途通知する。企画提案・価格点の計100点満点とする。

(2) 評価項目

| 評価項目 | |
|------|-------------------------------|
| 1 | 業務実績および本事業に対する理解 |
| 2 | 創業支援業務の運営体制およびスタッフについて |
| 3 | セミナーの実施内容について |
| 4 | 他支援機関との協力・連携について |
| 5 | 広報業務について |
| 6 | 総合評価（仕様書記載内容以外で実施する自主的な提案も含む） |
| 7 | 価格審査 |

(3) プrezentation日時および場所（予定）

日時：令和8年3月13日（金）※時間は別途通知

場所：那覇市役所 本庁

(4) プrezentation実施内容

提案説明：20分以内

質疑応答：15分程度

(5) 評価の前提

提案見積額が事業費上限額を超えている場合や、提案履行内容に合理性がなく著しく業務仕様と離れている場合は、評価の対象外とする。

(6) 評価結果の通知

委員会の選定結果を受け、優先交渉者および次点交渉者を選定後、全提案事業者あてに通知する。

(7) その他

- ① プrezentationの順番については、企画提案書を受け付けた順とする。
- ② プrezentationは、提出された提案書に基づき補足して行うもので、当日の内容の変更および資料の追加は認めない。
- ③ プロジェクター、スクリーンを用いる場合は事務局で用意するが、PC等その他プレゼンテーションに必要となる物は提案者にて持参すること。
- ④ 那覇市役所本庁舎駐車場を利用する際は、提案者にて料金を負担すること。

10 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 募集要領に定める事項に違反した場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合
- (4) 募集要領に定める方法以外で市職員、審査委員等に対して本案件について接触をはかり、接觸した事実が認められた場合
- (5) その他公平な競争の妨げになる行為、事実があったと判断した場合

11 審査結果の通知・公表

優先交渉権者の選定後、速やかにすべての提案者へ審査結果を通知し、優先交渉権者名および次点者名を本市ホームページにて公表する。

12 契約締結に向けての協議

- (1) 優先交渉権者選定後、企画提案書等の内容を協議のうえ、審査結果に影響を与えない必要な範囲内において追加、変更および削除する場合がある。
- (2) 協議が成立した場合は、契約の締結に向けて手続きを進めるものとする。

13 業務内容の変更等について

契約締結後の事情の変化等により契約内容を協議のうえ変更できるものとする。

14 契約解除について

事業の適正を期するため、受託者に対して業務に係る内容又は経理の状況に関する報告を求め、実地に調査し、または必要な指示をすることができるものとする。指示に従わない場合やその他受託者による業務の継続が適当でないと認められる場合には、契約を解除し、または期間を定めて業務の全部又は一部を停止することができるものとする。

15 その他

- (1) 企画提案は1者1提案とする。
- (2) 協力連携事業者は企画提案者となることはできない。
- (3) 企画提案書の提出期限を過ぎてから優先交渉者を選定するまでの間企画提案書の追加、変更および削除は原則認めないものとする。
- (4) 説明会は実施しないため、募集要領・業務仕様書を熟読し、不明な点は期限までに質問書（様式7）を送付して確認すること。
- (5) 企画提案等に要する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (6) 提出された書類は返還せず、市の所有物とする。

16 問い合わせ先

〒900-8585 沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所 本庁舎6階
那覇市経済観光部商工農水課産業政策グループ

電話：098-951-3212（内2271） FAX：098-951-3213

e-mail：K-SYOU001@city.naha.lg.jp

※ @の前の「K-SYOU」は英字、「001」は数字。